

橋本市条例第42号

橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり公布する。

令和7年12月24日

橋本市長 平木哲朗

橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

橋本市立小学校及び中学校設置条例(平成18年橋本市条例第105号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(設置)		(設置)	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
和歌山県橋本市立清水小学校	略	和歌山県橋本市立清水小学校	略
略	略	和歌山県橋本市立恋野小学校	橋本市赤塚129番地の1
		略	略

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。